

## 台湾向け輸出水産食品の取扱要綱（案）

### 1 目的

この要綱は、台湾向け輸出水産食品について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号）第3条及び第5条に基づく衛生証明書の発行に関する手続を定めるものである。

### 2 定義

本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 台湾向け輸出水産食品：我が国から台湾に輸出される食用の水産動物及びそれらの加工品で、HSコードが03（全て）、1604、1605に該当するもの
- (2) 加工施設：台湾向け輸出水産食品を加工（包装、凍結、冷却、内臓除去、切り身、むき身等（単なる保管を除く。））する施設。当該加工を行う船舶を含む。
- (3) 保管施設：台湾向け輸出水産食品を保管する施設（加工及び養殖を除き、保管のみを行う施設）
- (4) 養殖施設：台湾向け輸出水産食品を養殖する施設
- (5) 登録施設：台湾向け輸出水産食品を最終加工する加工施設、最終保管する保管施設及び最終養殖する養殖施設であって、台湾向け輸出水産食品の輸出実績がある施設として、台湾側に登録が承認された加工施設、保管施設及び養殖施設
- (6) 加工流通課：水産庁漁政部加工流通課
- (7) 都道府県水産部局：都道府県における水産主管部局
- (8) 規制対策グループ：農林水産省輸出・国際局規制対策グループ
- (9) 地方農政局等：北海道農政事務所、東北農政局、関東農政局、北陸農政局、東海農政局、近畿農政局、中国四国農政局、九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局
- (10) 証明書：台湾向け輸出水産食品のための衛生証明書
- (11) 登録施設責任者：登録施設において、本要綱の要件が遵守されていることに責任を負う者
- (12) 輸出者：台湾向け輸出水産食品を輸出しようとする者であって、生産から輸出に至るまでの流通経路を把握し、その間の衛生管理について責任を負う者
- (13) 証明書発行機関：活貝類を除く水産食品については地方農政局等又は規制対策グループ、活貝類については加工流通課又は都道府県水産部局

### 3 証明書の発行

#### (1) 証明書の発行要件

証明書の発行は、台湾向け輸出水産食品が次に掲げる要件の全てに適合する場合に行うものとする。

ア 出港前の貨物であること。

イ 別紙様式 1 - 1 (1. 輸出水産食品の詳細) と添付書類の内容が合致していること。

ウ 登録施設で取り扱われたものであり、申請書類の内容において食品衛生上の問題が認められないこと。

エ 台湾側が要求する条件 (別紙様式 1 - 1 の誓約事項 (8)) を満たすものであること。

## (2) 証明書の発行申請

ア 証明書の発行申請は、一元的な輸出証明書発給システムにより行うこととする。なお、同システムによる発行ができない等の不測の事態が生じ、電子メールによる申請を行う場合にあつては、別添によるものとする。

イ 輸出者は、台湾向け輸出水産食品の輸出の都度、別紙様式 1 - 1 の申請書に次の①から④までの書類を添付し、誓約事項を了承の上、活貝類を除く水産食品については、別表を参照し、登録施設若しくは輸出者の事業所が所在する都道府県を管轄する地方農政局等又は規制対策グループに申請し、活貝類については、加工流通課又は都道府県水産部局に申請する。ただし、①から③までの書類については、別紙様式 1 - 1 (1. 輸出水産食品の詳細) の内容が確認できる書類の添付のみでよいものとする。

① インボイスの写し

② パッキング・リストの写し

③ コンテナ番号及び封印番号が確認できる書類

④ 申請者と輸出者が異なる場合、輸出者が作成した委任状

ウ 別紙様式 1 - 1 のコンテナ番号及び封印番号については、申請時までには判明しない場合は、空欄の状態でも提出可能とするが、証明書発行日までには、③とともに別紙様式 1 - 2 を提出すること。

エ 輸出者は、生鮮品の輸出による申請日当日に証明書の交付を希望する場合等には、証明書の発行手続を円滑に行うため、事前に申請先に相談するなど連携を図ること。

オ 証明書発行機関は、申請内容の確認等に当たり、必要に応じて申請者に対し追加資料の提出を求めることができる。

## (3) 証明書の発行

ア 証明書発行機関は、(2) により申請を受けたときは、提出のあった書類により(1)の要件に適合しているかどうかを審査した後、問題がないと認められるときは、速やかに、電子署名 (電子署名及び認証業務に関する法律 (平成 12 年法律第 102 号) 第 2 条第 1 項に規定する電子署名をいう。) を行った電磁的記録による別紙様式 2 の証明書原本を一元的な輸出証明書発給システムにより発行する。

なお、証明書発行機関は、証明書及び関係書類を証明書発行年度の翌年度から 3 年間保存する。

イ 不測の事態により一元的な輸出証明書発給システムによる発行ができず、書面により別紙様式 2 の証明書原本の発行を行う場合にあつては、下記①又は②により

交付することとし、②の場合、郵送に要する経費等は、申請者が負担するものとする。

① 証明書発行機関、農林水産省職員の駐在地又は委託を受けて証明書の交付を行う者の事務所において手交

② 郵送

(4) 証明書の発行取消し

予定していた輸出が中止になる等により証明書が不要となった場合は、輸出者は、別紙様式3により取消願を、当該証明書の申請先に速やかに提出すること。

(5) 証明書の発行停止

次のアからウまでのいずれかに該当するときは、証明書発行機関は当該輸出者に対する証明書の発行を停止することができる。なお、発行停止に当たり、証明書発行機関は、必要に応じ関連部局の意見を聴取するものとする。

ア 提出書類の記載内容が虚偽若しくは不実であると認められ、又はその疑いがあるとき。

イ 過去に交付を受けた証明書の不正使用が判明している輸出者からの申請であって、当該輸出者に証明書を交付した際に証明書の適正使用が確保されないと判断されるとき。

ウ その他相当の理由があると認められるとき。

(6) 証明書の差替を行う場合の留意事項

証明書発行機関は、輸出者から、証明書の発行後に記載内容に変更が生じた旨の相談があった場合には、貨物等の状況を確認するとともに、発行済みの証明書の差替を行う場合には、以下の事項に留意すること。

ア 証明書の番号は発行済みの証明書の番号と異なる番号とすること。

イ 証明書の左上部に発行済みの証明書の番号及び発行日並びに発行済みの証明書を差し替えるものである旨を記載すること。(例: Issued in lieu of certificate No. NY1424BTW00001 dated 31, Jan, 2024.)

## 4 その他

(1) 登録施設の取扱い

登録施設については、本要綱に基づく施設認定を定めるまでの間、3(1)に係る証明書の発行を可能とする施設として取り扱うこととする。

(2) 証明書の要否の判断

輸出者は、証明書を要する水産食品に該当するか等判断が困難なときは、証明書発行申請前に台湾側に確認をすること。

(3) 登録施設責任者及び輸出者自らの衛生管理

登録施設責任者及び輸出者は、台湾の食品衛生上の規則及び条件について自ら情報収集を行うとともに、台湾向け輸出水産食品について適宜モニタリング検査を実施する等により、台湾向け輸出水産食品に関する自主的な衛生管理に努めること。

(4) 違反した輸出水産食品等に対する対応

規制対策グループ又は加工流通課は、台湾の食品衛生に関する法令に違反した旨の連絡を台湾側から受けるなど、台湾向け輸出水産食品に問題が発生したときは、輸出者に対し原因究明及び改善の指示、検査の強化等の適切な措置をとるものとする。

この場合において、規制対策グループ又は加工流通課は、問題点が改善されたと判断したときは、検査の強化等の措置を解除することができる。

この際、規制対策グループ又は加工流通課は、必要に応じ関連部局に対し協力を求めるものとする。

#### (5) 動物衛生に関する衛生証明書

活水産動物のうち、台湾側が動物衛生に関する衛生証明書を求めているものについては、台湾向け輸出水産動物等の取扱要綱に基づいて別途取得すること。

(別添)

## 電子メールによる証明書の発行申請手続

### 1. 証明書の発行申請手続

輸出者は、台湾向け輸出水産食品を輸出しようとする都度、本要綱に従い、電子メールを利用して、証明書の発行申請に必要な書類を証明書発行機関あてに送付すること。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。

- (1) 申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。
- (2) 証明書の受取方法について、証明書発行機関とあらかじめ調整すること。

(別表)

地方農政局等一覧

管轄する都道府県	提出先・連絡先	住所	電話
北海道	北海道農政事務所生産 経営産業部事業支援課	〒064-8518 札幌市中央区南 22 条西 6 丁目 2- 22	011-330-8810
青森県、岩手県、宮 城県、秋田県、山形 県、福島県	東北農政局経営・事業支 援部輸出促進課	〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-3-1 (仙台合同庁舎)	022-263-7071
茨城県、栃木県、群 馬県、埼玉県、千葉 県、東京都、神奈川 県、山梨県、長野県、 静岡県	関東農政局経営・事業支 援部輸出促進課	〒330-9722 さいたま市中央区新都心 2-1 (さ いたま新都心合同庁舎 2 号館)	048-740-0111
新潟県、富山県、石 川県、福井県	北陸農政局経営・事業支 援部輸出促進課	〒920-8566 金沢市広坂 2-2-60 (金沢広坂合同庁舎)	076-232-4233
岐阜県、愛知県、三 重県	東海農政局経営・事業支 援部輸出促進課	〒460-8516 名古屋市中区三の丸 1-2-2	052-715-3073
滋賀県、京都府、大 阪府、兵庫県、奈良 県、和歌山県	近畿農政局経営・事業支 援部輸出促進課	〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町 下ル丁子風呂町 (京都農林水産総合庁舎)	075-414-9101
鳥取県、島根県、岡 山県、広島県、山口 県、徳島県、香川県、 愛媛県、高知県	中国四国農政局経営・事 業支援部輸出促進課	〒700-8532 岡山市北区下石井 1-4-1 (岡山第 2 合同庁舎)	086-230-4246
福岡県、佐賀県、長 崎県、熊本県、大分 県、宮崎県、鹿児島 県	九州農政局経営・事業支 援部輸出促進課	〒860-8527 熊本市西区春日 2-10-1 (熊本地方合同庁舎)	096-300-6199
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局 農林水産部食料産業課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2 丁目 1-1 (那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館)	098-866-1673

(別紙様式 1 - 1)

年 月 日

証明書発行機関長 殿

(※規制対策グループに申請する場合は、輸出・国際局長)

申請者

住所

氏名

電話番号

(※法人にあつては、その名称、住所及び代表者の氏名)

### 台湾向け輸出水産食品証明書発行申請書

下記輸出水産食品に係る証明書の発行について、関係書類を添えて申請します。

#### 記

#### 1. 輸出水産食品の詳細 (※日本語・英語併記とすること)

(1) 輸出者名及び住所

(2) 輸入者名及び住所

(3) 出港日

(4) 輸送方法 (※以下のアからウまでのいずれか1つにチェック)

ア. 航空機 イ. 船舶 ウ. その他 (具体的に記載: )

(5) 輸送時の温度 (※以下のアからウまでのいずれか1つにチェック)

ア. 常温 イ. 冷蔵 ウ. 冷凍

(6) コンテナ番号 (※船舶輸送の場合のみ記載すること)

(7) 封印番号 (※船舶輸送の場合のみ記載すること)

(8) 原産国 (※商品 (HSコード6桁で判断した場合) の生産国)

(9) 商品名称 (※商品名や当該商品の内容がわかる一般的な名称を記載すること。また、貨物に複数の商品を含む場合は (8) から (16) を商品ごとに記載すること。)

(10) 種名 (学名)

(11) 養殖・生産地域 (※ (10) が二枚貝の場合のみ記載すること。養殖・漁獲された都道府県名、又は原産国名 (海外の場合) を記載すること。)

(12) 養殖施設の名称及び登録番号

(13) 加工施設の名称及び登録番号

- (14) 保管施設の名称及び登録番号
- (15) バッチ番号（※製品を識別・追跡するための番号（数字や文字）。ロット番号と同様。）
- (16) 数量及び重量

## 2. 誓約事項

当該輸出水産食品は次の内容を満たすものであることを誓約する。

- (1) 上記の記載事項が正しいこと。
  - (2) 出港前の貨物であること。
  - (3) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること。
  - (4) 証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が本申請書の記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること。
  - (5) 当該輸出水産食品に係る入手経路については取引関係書類等で確認できること。
  - (6) 食品衛生法に適合し、人の食用に適するものであること。
  - (7) 「生産海域における貝毒の監視及び管理措置について」（平成 27 年 3 月 6 日付け 26 消安第 6073 号農林水産省消費・安全局長通知）2 の（2）に基づく出荷の自主規制の対象となっていないこと。
  - (8) 台湾側が要求する以下の条件を満たすものであること。
    - ア. 捕獲から輸送まで台湾の関連法令に沿って衛生的に取り扱われた製品であること。
    - イ. 台湾の法令に沿った HACCP に基づいて衛生管理が行われている施設由来の製品であること。
    - ウ. 人の健康を害するレベルの病原微生物や有害物質が含まれていないこと。
    - エ. 台湾の法令に基づく衛生基準を満たすこと。
- （※当面の間、上記アからエまでの「台湾」を「国内」と読み替えることとする。）

(別紙様式 1 - 2)

年 月 日

証明書発行機関長 殿

(※別紙様式 1 - 1 を規制対策グループに申請した場合は、輸出・国際局長)

申請者

住所

氏名

電話番号

(※法人にあつては、その名称、住所及び代表者の氏名)

台湾向け輸出水産食品証明書発行申請書に係る届出書

○月○日に申請した別添（別紙様式 1 - 1 の写し）の貨物について、下記のとおりコンテナ番号及び封印番号が判明したので届け出ます。

記

1. コンテナ番号

2. 封印番号



## HEALTH CERTIFICATE

For animal origin fishery products for human consumption  
intended for export from Japan to Taiwan

Reference No:

Exporting country (輸出国) : Japan

Central Competent Authority (中央主管当局) : Ministry of Agriculture, Forestry, and Fisheries

Local competent authority (地方主管当局) :

Destination (目的地) : Taiwan

### I. Details identifying the products to be exported (輸出産品の詳細)

① Name and address of shipper (輸出者名及び住所) :

② Name and address of buyer (輸入者名及び住所) :

③ Date of departure on or about (出港日) :

④ Means of transportation (輸送方法) :

Aircraft (航空機)  Vessel (船)  Other (その他) \_\_\_\_\_

⑤ Transportation conditions (輸送時の温度) :

Ambient (常温)  Chilled (冷蔵)  Frozen (冷凍)

⑥ Container number (コンテナ番号) :

⑦ Seal number (封印番号) :

⑧ Country of origin (原産国) :

⑨ Product name (商品名称) :

⑩ Species (scientific name) (種名(学名)) :

⑪ Harvest/growing location (養殖・生産地域) :

⑫ Name and registration number of aquaculture facility (養殖場の名称及び登録番号) :

⑬ Name and registration number of processing plant (加工施設の名称及び登録番号) :

⑭ Name and registration number of cold store/storage (保管施設の名称及び登録番号) :

⑮ Batch number (バッチ番号) :

⑯ Quantity and weight (数量及び重量) :

II. The official inspector hereby certifies that the products specified above (審査者は上記製品が  
以下を満たすことを証明する。) :

1. Were caught, handled, landed, prepared, processed, frozen, thawed, packaged, stored, transported hygienically and in compliance with the relevant Taiwan requirements of Act Governing Food Safety and Sanitation. (捕獲から輸送まで台湾の関連法令に沿って衛生的に取り扱われた製品である。)
2. Come from establishments implementing control measures based on the HACCP principles in accordance with Taiwan Act Governing Food Safety and Sanitation. (台湾の法令に沿ったHACCPに基づいて衛生管理が行われている施設由来の製品である。)
3. Do not contain any pathogenic bacteria, harmful substances at levels harmful to human health. (人の健康を害するレベルの病原微生物や有害物質が含まれていない。)
4. Satisfy the health standards laid down in Act Governing Food Safety and Sanitation. (台湾の法令に基づく衛生基準を満たす。)

Name of official inspector (審査者の氏名) :

Title of official inspector (審査者の役職) :

Date of Issue (証明書発行日) :

Signature of official inspector (審査者のサイン) :

Official Stamp (公印)



(別紙様式 3)

年 月 日

証明書発行機関長 殿

(※別紙様式 1 - 1 を規制対策グループに申請した場合は、輸出・国際局長)

申請者

住所

氏名

電話番号

(※法人にあつては、その名称、住所及び代表者の氏名)

台湾向け輸出水産食品証明書発行申請の取消願

○月○日付けで申請した台湾向け輸出水産食品の証明書について、証明書発行申請を取り消したく、下記のとおり申請します。

記

取消理由：

(※別紙様式 1 - 1 (及び別紙様式 1 - 2) の写し及び証明書 (原本が書面の場合) の発行を受けているときは当該証明書の原本を添付すること。)